



目 次	ページ
告 示	
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課）	
（7・19掲示）	1
○被災者生活再建支援法の対象となる自然災害（危機管理・防災課）	
（7・25掲示）	1
○県統計調査の実施（統計分析課）	1
○保安林の指定予定の通知（7件）（治山林道課）	1
○道路の区域変更（5件）（道 路 課）	3
○道路の供用開始（2件）（ 〃 ）	3
◎告示（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部改正（建築指導課）	4
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	4
入札公告	
○一般競争入札（県立学校授業用パソコン一式の購入）の公告（総務事務センター）	5

告 示

高知県告示第588号
くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（平成30年7月）の数量を超えたため、同法第10条第2項の規定により、平成30年7月19日から同月31日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。
平成30年7月19日（掲示済）
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第594号
平成30年7月8日、大月町の区域内において発生した平成30年7月豪雨による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成30年7月25日（掲示済）
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第595号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
平成30年7月27日
高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
事業者防災対策アンケート調査
- 調査の目的
南海トラフ地震対策行動計画において、平成30年度末に従業員数50名以上の事業者の事業継続計画（BCP）の策定率を60パーセント以上とする目標を掲げており、この調査により、現在の事業者の防災対策及び事業継続計画（BCP）の策定についての状況を把握し、今後の事業者防災を推進する上での基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
事業所
 - 属性
従業員数50名以上の全ての事業者及び従業員数30名以上49名以下の一部の事業者（公的な事業者を除く。）
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 事業者の概要
 - 事業所の名称
 - 業種
 - 従業員数
 - 南海トラフ地震を対象とする事業継続計画（BCP）の策定状況
 - 南海トラフ地震への防災・事業継続に関する項目
 - 被災時の人的対応体制
 - 緊急連絡網の整備状況
 - 建物、設備等への地震対策状況
 - 被災時の優先業務の選定
 - 備蓄の有無
 - その基準となる期間
平成30年8月1日
- 報告を求める者
 - 数
1,000事業所
 - 選定方法
信用調査会社の名簿を用いて、従業員数50名以上の事業者

については全ての事業所を、従業員数30名以上49名以下の事業者については業種ごとの割合が事業者全体の業種ごとの割合と同一になるように有意抽出し、従業員数50名以上の事業者の事業所及び従業員数30名以上49名以下の事業者の事業所の合計が1,000事業所となるよう、支社、支店等の拠点ごとに事業所を選定する。

- 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間企業を経由して報告を求める。
 - 調査方法
郵送調査
- 報告を求める期間
平成30年8月1日から同月30日まで

高知県告示第596号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年7月27日
高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
宿毛市橋上町橋上字河鳥越477から479まで、字八チケ森2518のイ、2518のロ、2519、字ワガサカ山2530の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字河鳥越477・478・字八チケ森2518のイ・字ワガサカ山2530の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第597号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐口屋内字天王山927の1、937の9
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天王山927の1・937の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第598号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村弘瀬字春ヶ谷1の2、202の1、久木字上ハ段山114の2、114の20、114の22、114の24、和田字平野上258の3、735の2、736の1から736の3まで、737の2、737の3、字平野川平738の1、739の1、字平野南739の2、菅ノ上字川シモ369の51
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県

林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第599号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町加田字大平1438、1442のイ、1442のロ、1442のハ、1442のニ、1444のハ、1444のニ、1444のホ、1444のヘ、1446のイの16から1446のイの19まで、字下谷2491の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平1438・字下谷2491の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第600号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町北川字シモツエナロ362の1、363の1から363の3まで、364の1、364の2、365
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字シモツエナロ362の1・364の2・365（以上3筆につ

いて次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第601号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町大尾字ナガバタケ233
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ナガバタケ233（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第602号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町津賀字北ノ川口176の5

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北ノ川口176の5（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木
の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関
係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年7月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 高知伊予三島
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町東石原 字ウリナ石神3140番 1から 土佐郡土佐町東石原 字ウリナ石神3140番 15まで	前	3.8 } 24.0	135
	後	8.4 } 25.0	

高知県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年7月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 伊野仁淀
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町長者 字クワヒゲ丁5131番 から 吾川郡仁淀川町長者 字タルクビ丁4958番 まで	前	3.0 } 14.5	153
	後	4.6 } 27.9	

高知県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年7月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 土居五台山
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市五台山字鳴谷 汐田2869番から 高知市五台山字鳴谷 汐田2894番まで	前	8.8 } 11.3	150
	後	10.3 } 13.3	

高知県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年7月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 夜須物部
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市夜須町羽尾字 カヂヤブ1499番6	前	4.5 } 20.3	48
	後	4.5 } 23.9	

高知県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年7月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 重倉笠ノ川
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市白木谷字柳ガ 平770番から 南国市白木谷字市ノ 瀬760番3まで	前	4.4 } 12.8	98
	後	6.8 } 25.8	

高知県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成30年7月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 土居五台山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市五台山字鳴谷汐田 2869番から 高知市五台山字鳴谷汐田 2894番まで	150	平成30年7月27日

高知県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年7月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知春野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市春野町秋山字水谷 2298番1から 高知市春野町秋山字水谷 2295番1まで	80	平成30年7月27日

高知県告示第610号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第413号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部を次のように改正し、平成30年7月30日から施行する。

平成30年7月27日

高知県知事 尾崎 正直

3中(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、
「(4) 株式会社建築構造センター埼玉事務所

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階」を
「(4) 株式会社建築構造センター群馬事務所 群馬県高崎市八島町262番地 内藤ビル2階
(5) 株式会社建築構造センター埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階」に改める。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第15号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成30年7月27日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級 交通誘導警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間 平成30年10月31日（水）午前9時
(2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員 30人
- 4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同様以上の知識及び能力を有すると認める者として、交通誘導警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者
- 5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
 - (1) 検定の申請の受付期間 平成30年9月10日（月）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
 - (2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
 - (3) 提出書類等
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
 - ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
 - エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通
 - (ア) 4の(1)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面
 - (イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検

資格認定書の写し

(4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法
検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

(1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 警笛（実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。）
エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
オ 雨着（雨天時に使用する。）
カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要な。）

9 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
平成30年7月27日
高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量
県立学校授業用パソコン一式 7組

(2) 購入物品の特質等
入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期限
平成31年3月14日

(4) 購入物品の納入場所
入札説明書による。

(5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県会計管理局総務事務センター
電話番号088-823-9788

(2) 入札説明書の交付方法
平成30年7月27日（金）から同年9月5日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時

平成30年10月10日（水）午前10時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年10月9日（火）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年9月5日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) 契約書作成の要否
要

(8) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成30年9月5日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与

えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: 7 complete sets of personal computers for classroom use at prefectural schools

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 5 September 2018

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Wednesday 10 October 2018

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Tuesday 9 October 2018

(5) Contact: General Affairs Center, Treasury Kochi Prefectural Government 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9788

(6) Others: As in the tender documentation